

①自治体名	②名称	③経緯	④ポイント	⑤市外資本の参入意欲低下へのおそれ等に配慮した点	⑥効果・検証	⑦発議者	⑧ビジョンの有無
たつの市（兵庫県）	たつの市中小企業等振興基本条例	県内の各商工会から行政に対して条例を制定する要望が行われ、要望を受け議会において検討し制定に至った。	市の総合計画と整合性を図ることに重点をおいた （総合計画で示されるものの一部） ・多様な産業立地の促進 ・新たな産業の育成 ・ 中小企業の経営改善や経営基盤の強化 ・ 地場産業のさらなる発展 ・ 醤油・素麺・皮革等の地場産業の振興 ・ 「たつのブランド」となる製品づくり	理念条例として、行政、中小企業者や商工会等の基本的な考え方、姿勢を提示したものとし、具体的な制限や数字については規定しないこととした。	・条例制定後、検証等は行っていない	議会	無し
	令和元年 5 月 1 7 日制						
柏崎市（新潟県）	新潟県柏崎市希望と活力ある地域産業振興基本	事業所の大多数を占める中小企業を始めとする地域産業と、関係団体、市が協働して更なる振興に取り組むことを目的にして制定に至った。	・ 基本理念及び市の責務等を明らかにすること ・地域産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めること ・ 地域産業を育成、地産地消及び地産他商の推進	条例で市の責務を規定し、事業者及び関係団体の努力、金融機関の役割、高等教育機関等の役割、市民の理解及び協力を規定しているように、市と関係団体との協働により、地域経済の活性化と市民生活の向上を期待しているため、市外からの参入障壁となることを想定していない。	・地域産業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示す理念条例として制定 ・効果を検証する規定なし	議会	無し
	平成31年3月20日						
瀬戸内市（岡山県）	瀬戸内市小規模企業者及び中小企業者振興条例	市内には小規模・中小企業が多いことから、企業を応援することを目的に議員が発案。産業建設水道常任委員会で検討を開始し、制定に至った。	・ 市、市民、関係団体等の役割の明確化 ・ 小規模事業者の受注機会の拡大 ・小規模企業者の応援	入札の内規に抵触しないよう、「小規模企業者等の受注機会の拡大につながるよう努めなければならない」（第11条第4 項）という表現に留めた。	・条例制定後、事業承継や再投資に対する補助金制度の創設、利子補給制度の拡充が実施された。また、合同企業説明会や食品見本市への出展等の企業の労働力確保、販路開拓の支援も実施。 ・効果の検証は行っていない	議会	無し
	令和元年6月17日						
恵庭市（北海道）	恵庭市ふるさと産業振興条例	先進事例（岩国市）について国会議員から情報提供を受け、調査を開始。農林水産業の経営安定、担い手育成、地元の食材の消費の仕組みづくりが求められていたことから、制定に至った。	・ 関係団体と連携 ・ 市の地域資源のさらなる活用による市の活性化 ・市民生活の向上 ・人材や後継者等の育成及び確保 ・ 市内産品等の需要拡大 ・ 市内事業者の受注機会確保	条例は強制しようとするものではないため、設問のような懸念は想定していない。	・市及び各関係団の間で共通認識が図られ、可能な限り条例に基づき、発注等を行うことの意識付けに結びついた ・定期的な検証はしていないが適宜報告を求める等により個別に対応を協議している	議会	無し
	平成30年10月16日						
大月市（山梨県）	大月市内循環型経済推進条例	市民・産業・商店街など地域全体の連携を深め、市内循環型経済対策に取り組むため、大月市地域活性化対策調査特別委員会を設置、調査研究を開始し、その後所管の委員会で検討。委員会提案として条例案を提出し、制定に至った。	・ オール大月で活性化を目指す（市、市民、産業） ・ 地域資源の活用 ・ 地域産業の振興 ・ 市内事業者の受注機会の確保	条例制定当時、小売店では8 割以上の店において後継者がおらず、顧客も高齢化しており、市内の購買は周辺市町村に流れている状況であったため、設問のような問題は発生しておらず、条例制定時も特段配慮しなかった。	・市の執行について市内事業者の積極的な活用がなされるようになった ・検証は決算特別委員会や各常任委員会等で執行部から説明を受ける	議会	無し
	平成30年6月22日						
高岡市（富山県）	高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例	・国の「小規模企業振興基本法（H26）」及び県の「富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例（H27）」が施行 ・上記を受け、市長提案により条例を制定	・事業者の自主的な努力のもと、経営の向上、改善又は安定化・持続的発展を推進する ・創業及び事業承継を促進し、地域産業の維持を図る ・ 地域資源を活用し、発信する ・ 自治体、事業者、産業関係団体、地域金融機関、研究機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協力する	・条例は、あくまでも基本理念と役割分担を設定する条例であるため、設問にあるような懸念点には影響を及ぼさない	・条例に基づき設置した「産業振興委員会」の開催により多様な意見や最新の動向を、市の施策に反映する等が可能となった ・効果検証については、条例に基づくビジョンの目標指標の達成状況をもって効果検証を実施	市長	有り 「高岡市産業振興ビジョン」 ※条例より先に策定
	平成27年3月23日						

浜田市（島根県）	浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	石央商工会及び浜田商工会議所から市議会議員へ相談があったことから、一部の議員が調査、検討を開始。その後、議員4人の発議により賛成多数で可決、制定に至った。	・ 基本理念として市、企業、小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関及び市民がそれぞれの役割を担い、協働して推進しなければならないことを規定 ・ 財政上の措置として、市が中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること ・ 中小企業・小規模企業の受注機会の確保	・ 特段に協議はしていない	・ 起業・創業セミナーの開催、空き店舗等への新規出店支援、新商品開発、販路開拓支援、ＢＵＹ浜田運動、事業承継事業（地域おこし協力隊を活用した後継者マッチング、旅館や飲食店の料理人育成） ・ 議会として、定期的に効果の検証は行っていない	議会	無し
	平成29年10月3日						
出雲市（島根県）	出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例	地場中小企業・小規模企業を地域社会全体で支援し、地域経済の発展及び雇用の創出、さらには市民生活の向上及び持続可能な地域社会の実現を図るため、条例制定に至った。	・ 市の責務等を明確にすることにより施策を総合的に推進すること ・ 技術革新 ・ 地域資源の活用 ・ 雇用の拡大 ・ 定住人口の維持 ・ 受注機会の確保に努める ・ 経営基盤の強化	・ 特段に議論は特になかった ・ 「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」としている	条例の目的達成のため、平成29年6月に出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議を設置された ・ 平成30年8月に出雲市中小企業・小規模企業振興計画が策定される。 ・ 小規模企業振興計画が策定され、これを着実に実施するため実態調査が行った。 ・ 令和2年度からはこれまでの支援事業に加え、計画推進事業が新規予算化に繋がった。	議会	無し
	平成29年3月16日						